

帯広市立学校における 教職員の働き方改革推進プラン (第3期)

改訂案

令和6年5月

令和8年3月 一部改訂

帯広市教育委員会

目 次

1	推進プランの目的	P 1
2	推進プランの性格	P 1
3	これまでの取組の成果と課題	P 1～3
4	目標、目指す姿及び取組期間	P 4
5	具体的な取組	P 5～6
	(1) 校務の効率化と役割分担の推進	
	(2) 部活動指導に関わる負担の軽減	
	(3) 学校運営体制の見直しなどによる改善	
	(4) 意識の変容を促す取組	
	(5) 学校サポート体制の充実	
6	具体的な取組の進め方	P 7
7	取組のフォローアップ及び検証について	P 7
8	推進プランの見直しについて	P 7
9	学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項	P 7

1 推進プランの目的

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。

「帯広市立学校における教職員の働き方改革推進プラン」は、この理念の実現に向けて、帯広市立小・中・義務教育学校及び帯広南商業高等学校における働き方改革を推進するため、帯広市教育委員会（以下「市教委」という。）及び各学校が積極的に取り組んでいく項目を取りまとめたものです。

教職員の働き方改革は、学校教育に関する制度的な在り方が大きく影響することから、国や北海道教育委員会（以下「道教委」という。）の取組と連携しながら、本市における取組を推進していきます。

2 推進プランの性格

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年法律第68号）第8条第1項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年文部科学省告示第114号。以下「国指針」という。）」に即して定め、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものです。

併せて、国指針第2章第1節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として定めた、帯広市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（以下「教育委員会規則」という。）第2条第3項に基づき、教職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

3 これまでの取組の成果と課題

市教委では、平成30年5月に、令和2年度までを取組期間とする「帯広市立学校における教職員の働き方改革推進プラン」を、令和3年5月には、令和5年度までを取組期間とする「帯広市立学校における教職員の働き方改革推進プラン（第2期）」（以下「第2期プラン」という。）を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。

(1) 第2期プランに基づく取組の実施

第2期プランでは、令和5年度末までに取り組む目標を「教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。」と設定し、取組を実施しました。

【主な取組と成果】

① 専門スタッフ等の配置による支援

事務補を32校に配置し、特別支援教育補助員68人、生活介助員31人等を配置しました。また、加配教員やスクール・サポート・スタッフ等の配置の充実について、北海道都市教育委員会連絡協議会等を通じて関係機関への要望を行いました。

② ICTに関する環境整備等

ヘルプデスクによるサポートやICT教材の導入、随時貸し出しなど、ICT環境の整備のほか、欠席連絡のデジタル化など、ICTの積極的な活用を図りました。

③ コミュニティ・スクールの導入

学校を核とした、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進するため、令和4年度までにコミュニティ・スクールを全校に導入し、学校運営方針、学校行事、地域におけるボランティア等の活動状況などの情報共有や意見交換を行いました。

④ 校務支援システムの導入

令和5年2月に校務支援システムを導入後、令和5年度から本格的な運用を開始し、学籍・成績の管理、学校のスケジュール管理や教職員間の情報共有など校務の効率化を図りました。

⑤ 留守番電話の導入

令和5年8月に、中学校全校（義務教育学校含む）に留守番電話を導入し、勤務時間外の電話対応による教職員の負担軽減を図りました。

(2) 取組の総括

小学校では、月 45 時間超の教員の割合は 13.3%となり、令和 2 年度と比較して 13.0 ポイント減少し、改善されました。

また、中学校でも、月 45 時間超の教員の割合は 45.9%となり、令和 2 年度と比較して 17.5 ポイント減少し、改善されているものの、4 割以上の教員が月 45 時間を超えており、目標とは一定の乖離が生じています。

こうした中、今後、更なる働き方改革に取り組み、市教委と各学校とが緊密に連携しながら、引き続き教員の負担軽減を推進する必要があります。

【市立学校の教育職員に係る時間外在校等時間の状況】

区分	学校種別	時間外在校等時間(超過時間)別人数		全職員平均
		45時間以下	45時間超	
平成30年 10月	小学校	335名 (63.4%)	193名 (36.6%)	40時間18分
	中学校	78名 (31.8%)	167名 (68.2%)	67時間48分
令和2年 10月	小学校	451名 (73.7%)	161名 (26.3%)	34時間12分
	中学校	118名 (36.6%)	204名 (63.4%)	60時間16分
令和5年 10月	小学校	528名 (86.7%)	81名 (13.3%)	27時間47分
	中学校	183名 (54.1%)	155名 (45.9%)	42時間25分

※平成 30 年 10 月分は、小・中学校共に管理職を除く。

※令和 5 年 10 月分は、小学校に義務教育学校前期課程を、中学校に義務教育学校後期課程を含む。

4 目標、目指す姿及び取組期間

教育委員会規則に定めた帯広市立学校の教育職員の勤務時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標と取組期間を設定します。

(1) 目標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※ 全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。

(2) 目指す姿

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進。

(3) 取組期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とし、道教委、市教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて取り組みます。

【用語解説】

① 教育職員

- 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（以下、「給特条例」という。）第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

② 在校等時間

- 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間。
 - イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
 - ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
 - エ 休憩時間

③ 所定の勤務時間

- 給特条例第7条第1項各号に掲げる日（国民の祝日に関する法律による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

④ 時間外在校等時間

- ②「在校等時間」から③「所定の勤務時間」を減じた時間のこと。

5 具体的な取組

(1) 校務の効率化と役割分担の推進

- ① 市教委及び学校は、デジタル教材や校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進する。
- ② 市教委及び学校は、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進するとともに、働き方改革について、保護者や地域住民の理解促進を図る。
- ③ 市教委は、部活動指導員や特別支援教育支援員等の支援スタッフの配置を進める。
- ④ 市教委は、学校給食費の徴収・管理業務の負担軽減の取組を推進する。

(2) 部活動指導に関わる負担の軽減

- ① 市教委及び学校は、中体連等と連携し、部活動休養日及び活動時間の遵守を図る。
- ② 市教委は、部活動指導員の配置による支援に努める。
- ③ 学校は、学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とするほか、複数顧問の配置や外部指導者の活用を図る。
- ④ 市教委は、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。
- ⑤ 学校は、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。
- ⑥ 市教委は、休日の部活動について、段階的に地域展開することを基本とし、令和8年度から令和13年度に、取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

(3) 学校運営体制の見直しなどによる改善

- ① 市教委は、学校に関する業務の縮小や簡素化を、学校は、業務の分散化等を通じて、副校長及び教頭の業務負担の解消を図る。
- ② 学校は、学校行事について、精選・重点化や地域人材の活用による準備の簡素化・省力化などの見直しを図る。
- ③ 学校は、標準授業時数を踏まえた教育課程の編成・実施を図る。
- ④ 学校は、職員の勤務時間を考慮した上で、部活動や会議等について、適切に時間設定するほか、休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。
- ⑤ 学校は、「Road」を活用し、改革を推進する「コアチーム」が中心となって、進捗状況を把握した上で、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するなど、学校組織全体での働き方改革の取組を推進する。
- ⑥ 学校は、若手教員に対して、必要に応じて相談対応や業務を補助するなど、孤立することのないよう支援する。
- ⑦ 学校は、学校に設置されている委員会等の整理・統合、構成員の統一など、組織体制の見直しを図る。

(4) 意識の変容を促す取組

- ① 学校は、働き方改革に関する項目を「学校経営方針」や「重点目標」等に定めるとともに、管理職の人事評価（業績評価）の目標として設定する。
- ② 学校は、月2回以上の定時退勤日、年2回以上の時間外縮減強化期間の実施や15日以上の年次有給休暇の取得促進など、ワークライフバランスを意識した働き方を推進する。
- ③ 市教委及び学校は、働き方改革に関する研修を実施する。
- ④ 学校は、夏季休業期間中の特定の5日間と年末年始の休日を学校閉庁日として設定する。
- ⑤ 市教委及び学校は、在校等時間の客観的な計測・記録と公表を継続し、計測結果を踏まえた業務の平準化等を図る。

(5) 学校サポート体制の充実

- ① 市教委及び学校は、ストレスチェックの実施や時間外在校等時間が一定時間を超えた教職員に対して医師等による面接指導を実施するなど、適切な労働環境の確保やメンタルヘルス対策を推進する。
- ② 市教委は、児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に、適切に対応することができるよう、関係機関との連携・協力体制を強化する。
- ③ 市教委は、各種調査や文書関連業務について、状況の変化なども踏まえ、精選、見直し、簡素化を行う。
- ④ 市教委は、研修・会議について、精選やオンラインでの開催など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な実施に努める。
- ⑤ 市教委は、学校が作成する計画等について、必要性を踏まえ統合するなどの見直しを推進する。
- ⑥ 市教委は、教諭等及び事務職員の標準的な職務の範囲について、学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図る。
- ⑦ 市教委は、留守番電話やメール等による連絡対応の体制整備を図る。
- ⑧ 市教委は、教職員定数改善や加配制度の充実等について、国や道教委に対する要望を継続して行う。

6 具体的な取組の進め方

市教委及び各学校は、地域や学校の状況に応じた取組を進めていきます。また、必要に応じて、帯広市校長会、帯広市教頭会、帯広市中学校体育連盟、市教委で構成する「教職員の勤務の在り方に関する検討会議」においての協議や校長会などの関係団体と連携しながら取組を進めていきます。

7 取組のフォローアップ及び検証について

定期的に取組の実施状況について調査を実施するなど、市教委によるフォローアップを行うほか、道教委の調査結果などを活用し、取組の検証を行います。

8 推進プランの見直しについて

取組の検証結果や国及び道教委の動向を踏まえ、適宜、「教職員の勤務の在り方に関する検討会議」において協議し、必要に応じて本推進プランの見直しを行います。

9 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではありません。
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものです。
- (2) 市教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではありません。
- (3) 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。
なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ます。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものです。
市教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めます。
- (5) 市教委及び学校の管理職員は、過重労働による健康障害を防ぐため、産業医等による面接指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努めます。

【学校と教師の業務の3分類】

〈参考〉

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整</p> <p>⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>⑥調査・統計等への回答等</p> <p>⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理</p> <p>⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理</p> <p>⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理</p> <p>⑩校舎の開錠・施錠</p> <p>⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮</p> <p>⑫校内清掃</p> <p>⑬部活動</p>	<p>⑭給食の時間における対応</p> <p>⑮授業準備</p> <p>⑯学習評価や成績処理</p> <p>⑰学校行事の準備・運営</p> <p>⑱進路指導の準備</p> <p>⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応</p>

※ 国指針第2章第3節より抜粋